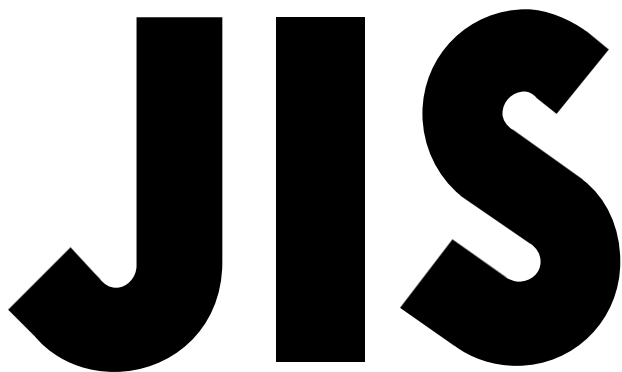




騒音計一取引又は証明用

JIS C 1516 : 2020

令和 2 年 9 月 23 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	稲 月 勝 巳	電気事業連合会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	IEC/ACTAD 議長（東芝エネルギーシステムズ株式会社）
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	渡 邊 信 公	一般社団法人電気設備学会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 26.12.22 改正：令和 2.9.23

官 報 掲 載 日：令和 2.9.23

原案作成協力者：一般社団法人日本計量機器工業連合会

(〒162-0837 東京都新宿区納戸町 25-1 日本計量会館 TEL 03-3268-2121)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会（部会長 大崎 博之）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員長 大崎 博之）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 基準環境条件	9
5 性能の仕様	9
5.1 一般事項	9
5.2 校正点検周波数における調整	11
5.3 (対応国際規格の規定を不採用とした。)	11
5.4 指向特性	11
5.5 周波数重み付け特性	12
5.6 レベル直線性	14
5.7 (対応国際規格の規定を不採用とした。)	14
5.8 時間重み付け特性 F 及び時間重み付け特性 S	15
5.9 トーンバースト応答	15
5.10 繰返しトーンバーストに対する応答	17
5.11 過負荷指示	17
5.12 アンダーレンジ指示	18
5.13 (対応国際規格の規定を不採用とした。)	18
5.14 連続動作時の安定性	18
5.15 高レベル入力に対する安定性	18
5.16 リセット	18
5.17 (対応国際規格の規定を不採用とした。)	18
5.18 表示装置	18
5.19 アナログ又はデジタル出力	19
5.20 計時機能	19
5.21 (対応国際規格の規定を不採用とした。)	19
5.22 クロストーク	19
5.23 電源	20
5.24 検定公差	20
6 環境条件, 静電気及び無線周波に対する要求	20
6.1 一般事項	20
6.2 静圧	20
6.3 周囲温度	21
6.4 湿度	21

6.5 静電気放電	21
6.6 電源周波数磁界及び無線周波電磁界	21
6.7 (対応国際規格の規定を不採用とした。)	22
7 附属品の使用	22
8 表記	23
9 添付文書	23
9.1 一般事項	23
9.2 動作に関する情報	23
9.3 試験に関する情報	25
10 試験方法	26
10.1 一般	26
10.2 (対応国際規格の規定を不採用とした。)	26
10.3 (対応国際規格の規定を不採用とした。)	26
10.4 試験のための供試品	26
10.5 表記	26
10.6 備えるべき機能及び一般要求事項	27
10.7 環境試験, 静電気試験及び無線周波試験	28
10.8 (対応国際規格の規定を不採用とした。)	36
10.9 電気音響性能試験	37
10.10 (対応国際規格の規定を不採用とした。)	48
11 検定の方法	48
12 使用中検査の方法	48
13 修理	48
14 特定計量器検定検査規則との対応関係	48
附属書 A (規定) 1/N オクターブ間隔の周波数	49
附属書 B (規定) 周波数重み付け特性 C, 周波数重み付け特性 A 及び 周波数重み付け特性 Z の数式表現	51
附属書 JA (規定) 検定の方法	53
附属書 JB (規定) 使用中検査	55
附属書 JC (規定) 修理	56
参考文献	58
附属書 JD (参考) JIS と対応国際規格との対比表	59
解 説	67

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 1516:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

騒音計— 取引又は証明用

Sound level meters— Measuring instruments used in transaction or certification

序文

この規格は、2013 年に第 2 版として発行された IEC 61672-1、IEC 61672-2 及び 2017 年に発行された IEC 61672-2/Amendment 1 を基に、我が国の製造及び使用の実態に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格の附属書 JA～附属書 JC は、対応国際規格にはない事項である。また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JD に示す。

この規格は、JIS C 1509-1 及び JIS C 1509-2 を参照している。また、この規格は、計量法の特定計量器として要求される要件のうち、構造及び性能に関わる技術上の基準、検定の方法などを規定しているが、この規格への適合だけをもって計量法で定める検定に合格したということにはならない。さらに、この規格に適合するものであることを示す産業標準化法第 30 条の表示を付すことは認められない。

1 適用範囲

この規格は、日本国内で取引又は証明に使用する、自由音場での一つの基準方向からの音の入射に対して、規定する周波数特性を備えた、次の 3 種類の騒音計の電気音響性能について規定する。

- 時間重み付きサウンドレベルを測定する騒音計
- 時間平均サウンドレベルを測定する積分平均騒音計
- 音響暴露レベルを測定する積分騒音計

この規格は、上記のほか、時間重み付きサウンドレベルの最大値の測定性能についても規定する。

注記 1 この規格では、周波数重み付けした音圧レベルに対して、用語“サウンドレベル”を用い、周波数重み付け特性を特定する場合には、その特性を前に付して用いている。

注記 2 この規格では、上記の 3 種類の騒音計を区別する必要がある場合にだけ、“時間重み付きサウンドレベルを測定する”、“積分平均”又は“積分”の語を付加して呼んでいる。区別する必要がないときには、単に“騒音計”と呼んでいる。

計量法に定める“騒音レベル”は、この規格に規定する“A 特性時間重み付きサウンドレベル”に該当する。